会議等報告書

会議等の名称	平成２９年度第１回安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会及び第１回安城市地域包括ケア協議会
主　催	高齢福祉課
日　時	平成２９年８月１０日(木)午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
場　所	市役所本庁舎３階　第１０会議室
傍聴人	３名
内　容	別添会議資料のとおり

１　会長あいさつ(要旨)

この会議は、介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会・地域包括ケア協議会からなっています。それぞれ、あんジョイプランの進捗の管理の監督・中学校区に１つずつある地域包括支援センターの運営状況や質の確認・個別会議の状況の確認といったことを協議している。実りのある議論をお願いしたい。

２　議題

議事の取り回しは会長

議題（１）あんジョイプラン７の進捗状況について（承認）

資料１により説明

(説明要旨)

- 第７次安城市高齢者保健福祉計画についての概要。基本理念、７つの基本目標、２６の施策、その下に、８５の個別事業がぶら下がって位置づけられている。
- 重点施策として（１）地域包括ケアシステムの構築から（４）認知症高齢者に対する支援までの４つがあり、その配下に政策を達成するための、方策が設定されている。
- 数値目標のある項目は８５事業中５５事業、このうち、目標達成した項目は３０事業で未達成が２５事業あった。
- 介護保険事業計画は、介護保険の対象サービスの種類ごとに見込み量等を定め、介護保険事業費の見込みに皆様の保険料を算定するなど、介護保険事業の運営の基本となる計画であり、おおむね計画通りとなっている。
- 施設整備計画については、本計画の中で公募により整備を予定していた施設につきまして、全て計画期間中に開設できる見込みである。グループホームについては５月に開所済みで順調な滑り出しとなっている。

（質疑）

（委員）

４ 安心できる在宅生活支援の充実で、4－4－4 高齢者虐待防止ネットワークの推進のネットワークの推進について説明をお願いしたい。

（事務局）

市役所内でのネットワークについては、高齢福祉課だけではなく、市民協働課・子育て支援課・社会福祉課の部署が集まっていて、その中で高齢者部会や障害者部会などがあり、それぞれ動くという形をとっている。

高齢福祉課は高齢福祉部会の中に位置しており、高齢者に対する虐待はもちろん、場合によっては障害者や孫を含めた虐待もあるので、そのケースによって関係の部署と連携をとって対応している。また、場合によって地域包括支援センターと市が連携して状況確認やその後の支援活動を継続しチームとして対応している。

虐待に対する指導の状況としては、全事業所を集めて行う事業者連絡調整会議で文書指導を行うほか、個々の事業所に実地指導の際に虐待の研修会の実施の確認・指導を行っている。在宅での虐待では、市や包括へ通報を行っていただくよう広報等でPRしている。

（委員）

4-5-2 福祉電話事業の計画目標値について、安否確認方法の重複で実績が下がっているのはわかるが、4-5-4 乳酸菌飲料宅配事業が事業廃止となるため、福祉電話事業が増えていくと予想している。数値目標の評価が腑に落ちないところがある。

（事務局）

現在利用している方が死亡や施設入所で対象外となっていることや、他の見守り事業の重複、予測ですが電話の時間帯が予測できないことが減少の原因と思われる。

数値目標については、あんジョイプラン７を策定した平成２６年度当時の１年間の平均が 309 人であったことから維持する目的で目標値を設定しているが、今後乳酸菌飲料宅配事業が廃止になるため、増えていかなければならないところであるので、PRに努めていく。

（委員）

6-3-2 災害時用援護者支援制度は避難行動要支援者制度の制度に変わると聞いたが、災害時用支援者登録は今後増やしていくのか。

（事務局）

先日のあんジョイプラン８策定委員会で災害時用援護者を避難行動要支援者という形になっていくことを説明した。それをふまえて数値目標等設定を検討しているところである。

（委員）

今の災害時用援護者の登録者に避難行動要支援者制度になることで、新たに申請書を取り直すことはないか。

（事務局）

今までの災害時要援護者については安城市が独自でやって進めてきていたものだが、東日本大震災が発災した後、災害対策基本法が改正された。それにより全国的に避難行動要支援者という形に位置づけが変わっていくことになった。避難行動要支援者は今まで対象であった高齢者・障害者よりも範囲が広くなり、妊婦なども入ってくる。そのため、引き継ぐ形にはなるがもう一度改めて同意を取るという事務を行う予定であるが、民生委員などにあまり負担がかからないように工夫はしていく。ただ、一人暮らしの高齢者の方などもいらっしゃるため、対応をお願いする場合もあるが、ご理解をお願いしたい。

（委員）

6-1-1 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業で、県営住宅

に援助員がついて安否確認などをやっていただいているが、市営住宅も住戸改善をされバリアフリーになっていることで、大変な方がかなりいらっしゃることになる。民生委員の活動が市営住宅に対して難しいところがあるため、援助員をおくのは難しいにしても支援を市営住宅向けにしていただければと思っている。
（事務局）
市営住宅についてはバリアフリー対応になり高齢者が入りやすくなっている。実際にシルバーハウジングのような対応が取れるかは、担当部署の建築課と協議をしながら進めていく。ただ抜本的な解決策が見つかっていない状況であり、具体的な話になった際には民生委員にも意見を聞きながら進めていきたい。
（委員）
6-3-4 家具転倒防止器具取付事業はハートマークが１つ(25%以上 50%未満の達成)であるが、担当部署の高齢福祉課だけではなく、危機管理課などの防災関係のところと連携をとって達成度をあげていくことは考えられないか。
（事務局）
高齢者福祉サービスの概要などを活用しながら、防災関係の場で、特に高齢者向けである場合に重点的に PR していきたい。
（委員）
4-4-4 高齢者虐待防止ネットワークの推進で、平成２７・２８年度の虐待の通報件数などの様子があるが、この数値を減らしていくために、原因究明をしていくことが大事と考える。次回の会議に、案件ごとに時期・場面・虐待の種類等を示した一覧表を作成し、説明していただきたい。
（事務局）
虐待の個別の事案については、別に専門家が集まる会議があり、その会議で対応を協議しているため、この会議では個別の事案を報告するものではない。
あくまでもこの会議では個別の状況を報告するものではなく、どういう状況にあるかというたくさんの項目の進捗を管理していくものになるので、ご理解いただきたい。

議題（２）平成２８年度介護保険事業特別会計決算について（報告）
資料 2 により説明
(説明要旨)
- 介護保険の加入状況は、65 歳以上の第 1 号被保険者は 28 年度 864 人の増加。高齢化率も 0.33%増となった。
- 今年 3 月 31 日現在で認定者数 5,437 人、うち 5,264 人は第 1 号被保険者。
- 給付状況は、平成 28 年度給付費総額は 79 億 3 千万余、内訳は居宅サービス費 55 億 7,130 万円余、施設サービス費 23 億 5994 万円余。
- 介護サービスの利用状況については、居宅サービスは平成 28 年度のレセプト件数が 11,764 件で前年比 5%増、サービスの利用日数、回数は 6.7%増、給付費はひと月あたり 3.9%増。
- 要介護度別の区分支給限度額に対する利用率（消化率）は、例えば要介護１の場合１ヶ月の支給限度額が一人 166,920 円で 9,619 人分の限度額は 16 億 560 万 3,480 円となり、実際に利用されたのは、約半分の 8 億 6,939 万 5,560 円で利用率、54.15%。平成 28 年度の市全体では 57.55%。

- 保険料の収納状況は、平成 28 年度収入額 22 億 1560 万円余で前年度比 6,693 万円余増で収納率は 99.5%。
- 介護保険事業特別会計決算の歳出については、介護サービス費である保険給付費が主なものとなっており、全体の決算額は 87 億 2,300 満円余、前年比 3.4%。
- 介護保険事業特別会計決算の歳入については、65 歳以上の第 1 号被保険者に支払ってもらう介護保険料が主なものとなっており、全体の決算額は 90 億 4,000 万余。
- 歳入歳出の差額の 3 億 2,400 万円余は翌年度に繰越。このうち 2 億 2,800 万円余は平成 29 年度に国及び県に返還する。

（質疑）
（委員）
高齢化率の全国平均はいくつか。安城市は相当低いレベルであったと記憶しているが。
（事務局）
平成 29 年 4 月 1 日現在、国は 27.5%、参考までに愛知県は 24.1%である。
（会長）
調定額はどういった意味か。
（事務局）
自治体の関係会計の中で調定という言葉があるが、歳入する金額を調査決定と言って、調査の調と決定の定を使って調定という言葉を使っている。
（会長）
収納率がかなり高いが、これは天引きしているからか。
（事務局）
ほとんどの方が年金から天引きで収納されていて、天引きでない普通徴収の方は一部に限られているため収納率が高くなっている。

議題（３）安城市介護予防・日常生活支援総合事業実施状況について（報告）
資料 2 により説明
(説明要旨)
- あんジョイ生活サポーター養成研修については、平成 28 年度は 12 回開催し、研修修了者数 190 人であった。平成 29 年度は 8 回開催予定である。
- 要介護認定を受けずに、生活機能の状態を調べる基本チェックリスト実施により、事業対象者と認定された人数は 7 月末で 40 人であった。
- 旧来の介護予防訪問介護に相当する介護予防訪問サービスで、ホームヘルパーによる身体介助を行う事業所は 23 事業所、あんジョイ生活サポーター等が掃除などの生活支援を行う生活支援訪問サービスは 12 事業所の指定をしている。
- 旧来の介護予防通所介護に相当する介護予防通所サービスで、生活機能等の訓練により身体機能の維持・改善を行う事業所は 43 事業所、半日程度、専門職による機能訓練を行う生活支援通所サービスの機能訓練型は 7 事業所、半日程度、閉じこもり予防や家族の介護負担の軽減を目指す生活支援通所サービスのミニデイ型は 3 事業所の指定をしている。
- 短期集中型介護予防サービスは、専門職が通いと訪問のサービスを一体的・短期的に提供するもので、6 事業所に委託している。

（質疑）
（委員）
　平成 28 年度、あんジョイ生活サポーター養成研修を修了した方が、平成 29 年 4 月から実際に事業所に所属している人数はゼロであり、ニーズがないのかと思うが、平成 29 年度にまた行う意味を教えてほしい。また、ニーズがないのであればシルバー人材センターに登録してもらって、そこで高齢者のニーズに応じて支援を行ってはどうか。
（事務局）
　まず、シルバー人材センターに登録している方々の多くの方にこの養成研修を受講していただいている。
　訪問介護事業所の方については、現状総合事業の生活支援訪問サービスを受ける方の量が、現在のところ専門職が対応できる量である。今は移行期間で徐々にサービス量は増えていく経過を見ているところである。

議題（４）平成２８年度地域包括支援センター事業の事業報告及び決算状況について
(報告)
　資料４により説明
(説明要旨)
- 平成２８年度は地域包括支援センターが２か所開設し、７か所となっている。
- 相談件数は前年比約 25%増で２センター増えたことでより決め細やかな活動が出来るようになった。
- 市からセンターへ人件費・事務費分として委託金を支払っている。全体の予算額合計で１億 6,132 万円余、決算額１億 4,068 万余りの決算ということになった。

（質疑なし）

議題（５）介護予防支援業務の一部委託について（承認）
　資料５により説明
(説明要旨)
- 介護予防支援のケアプラン作成について、原則地域包括支援センターが作成することとなっているが、事情等がある場合外部の居宅介護支援事業所に委託することができる。委託する事業者については地域包括支援センター運営協議会に諮る必要があるがサービスの性質上、追認となる。

（質疑なし）

議題（６）平成２９年度地域包括ケアの事業計画について（承認）
　資料６により説明
(説明要旨)
- 地域での取組みでは、町内の見守りチェックリストを社会福祉協議会で作成し、活用している。今年度３町内福祉委員会を見守り推進地区に指定し、全ての町内福祉委員会が見守り推進地区としての活動を行っている。
- 介護予防・日常生活支援に関しては生活支援コーディネーターや社会福祉協議会において働きかけなどを進めている。

- 主な取組みについては、ＩＣＴによる情報共有システムの「サルビー見守りネット」の利用促進や近隣市との情報交換や連携、在宅医療に関するガイドブックの作成、平成３０年度から安城市が在宅医療介護連携推進事業として在宅医療サポートセンターを展開していくための実施方法などの検討、認知症高齢者捜索・声かけ模擬訓練の実施など認知症施策の強化、子ども・障害者を含めた地域包括ケアシステムの構築に向けた検討などを行っていく。

（質疑）
（委員）
３町内福祉委員会はどこになるか。
（事務局）
東町福祉委員会、姫小川福祉委員会、栄町福祉委員会になる。
（委員）
市として共通したテーマ、地区とのテーマを整理して書いたほうがよいのではないか。
（事務局）
認知症に関しては、市全体として問題に取り組みつつも、各地区の課題に向けた方向性を出していただきつつ、地域でできる取り組みをしていただきたいと考えている。
（委員）
子供・障害者を含めた地域包括ケアシステムの構築について詳しく教えてほしい。
（事務局）
具体的なものは現在のところない。関係の部署や機関が増えていくので、関係部署や関係機関を含めて検討し、具体的になったときにはまたご報告させていただく。
（会長）
ケアマネットというのは、ケアマネさんの集まりであるか。
（事務局）
ケアマネジャーの集まりである。

５　顧問講評（要旨）
- あんジョイプラン７の進捗については、あんジョイプラン８の策定を念頭に入れて、それぞれの事業の達成度合いを分析し、事業の進め方を検討していくことが必要となってくる。
- 地域包括ケアシステムが先行して、ネットワークがあまり意識されていない部分があると聞いているが、安城市はネットワーク作りに非常に力を入れているので、より充実させるべきである。
- 在宅の虐待については、地域ケア個別会議でなぜ虐待が起きているのかを丁寧に分析していくことが必要となってくる。
- 現在安城市は全国的な平均から見ても、要介護・要支援認定率が低いというところにあるため、少し長期的な 2025 年までを想定した見通しが必要となってくる。
- 介護保険特別会計決算状況の歳出のところで、総合事業費精算金については、平成２９年度から始まっているので、どれくらいの金額になるか、来年度注目するところのひとつとなる。

- これから生活支援サービスに必要となるのは、コミュニケーションである。あんジョイ生活サポーター養成講座の中にもそういった講習の内容を評価していくほうが良いのではないか。
- 中学校区に一つの地域包括支援センターは全国的にも珍しい。そこで地域ケア個別会議などを積み重ねているデータを、ＩＣＴでデータ化して分析できるように集積していく作業が必要になってくる。